

(2) 特定路外駐車場設置のチェックリスト

提出年月日	年 月 日	提出区分	新規・変更
供用開始予定	年 月 日	前回提出年月日(変更の場合)	年 月 日
駐車場の名称			
駐車場の位置			
駐車場管理者			
住 所			
区域の面積	m ²	構 造	備考
駐車のために供する部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²		(二輪) 台
建築物である部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²		(二輪) 台
建築物でない部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²		(二輪) 台
特定路外駐車場となるもの	1 道路の路面外に設置される駐車のための施設であつて、一般公共の用に供され、かつ、駐車のために供する部分の面積が500m ² 以上であるもの。		駐車場法の技術基準の遵守が必要
	2 1に該当するもののうち、料金を徴収するもの		バリアフリー法及び駐車法第12条等の届出が必要

根拠法令等	法令の規定による設備の基準	判定	備考
車いす使用者用駐車施設 <small>移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条</small>	車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けている 路外駐車場車いす使用者駐車施設について、 ・幅員を3.5m以上確保している ・車いす使用者用の標示をしている	合・否 合・否 合・否	
移動等円滑化経路 同省令第3条	路外駐車場車いす使用者施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路」という。)となっている。 移動等円滑化経路について ・経路上に段差を設けてない。段差がある場合、傾斜路を併設している。 ・経路を構成する出入口の幅は、80cm以上ある。 ・経路を構成する通路は、幅が120cm以上ある。 ・経路を構成する通路は、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けている。 ・経路を構成する傾斜路は、幅を120cm以上確保している。(段に併設する場合は、90cm以上確保している。) ・経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超えていない。(高さが16cm以下のものについては、1/8を超えていないか。) ・経路を構成する傾斜路は、高さが75cmを超え、かつ、勾配1/20を超えるものについて、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けている。 ・経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている。	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
特殊の装置 同省令第4条	予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、省令第2条、第3条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合においては適用しない。	合・否	